

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷五十二第

行發日一月九年二和昭

論叢

營業税の課税物件の地方分別難法學博士 神戶 正雄
 文化現象の凝集作用法學士 恒藤 恭
 純粹國家法學士 作田 莊一

時論

獨逸社會民主黨の農政綱領法學博士 河田 嗣郎

說苑

琉球の廢藩と日支兩屬關係の終末法學博士 山本美越乃
 植民及び植民地の意義經濟學士 長田 三郎

雜錄

英領東アフリカの現状と其將來經濟學士 田島 正雄
 同盟罷業保險の現状經濟學士 近藤 文二
 八口市の起源と歸化人經濟學士 菅野和太郎
 地方財政と累進税比例税法學士 沙見 三郎

法令

議院法中改正法律・震災手形處理委員會官制・公益質屋法施行規則・米及糧の輸入税免除の件廢止

植民及び植民地の意義 (二)

長 田 三 郎

目次 一、植民及び植民地の基礎觀念

二、植民及び植民地の形式的觀念(以上前號所載)

三、植民及び植民地の實質的觀念

四、植民及び植民地の意義とそれに関聯せる若干問題(以上本號掲載)

三 植民及び植民地の實質的觀念

植民及び植民地の觀念の成立には形式・實質の兩觀念を必要とすること、並に形式的觀念は如何なる内容を有するものであるかといふことに就ては、前號に説述せる所によつて略その大體を盡し得たと思ふ。次に實質的觀念であるが、此處に實質的觀念と謂ふは、本國民若くは母國民と稱せらるゝ特定國民の一部が移住的・放資的・商業的・若くは軍事的發展を現實になすことを以てその内容とするのである。されば(一)上述の如き諸發展の何れか存在すること、(二)而もそれ等は特定國民の一部によつてなされること、(三)更に現實的發展たることを必要とする。私は斯様な分析的命題の各々に就て論歩を進むるであらう。

(一)植民的活動上に於ける諸種の發展は殆ど全部植民地の自然的事情の制約を受け發展現象上特殊性を現はす。此の論理前提より(A)移住的發展(B)放資的發展(C)商業的發展(D)軍事的發展の各項目

に分ち、各種發展に就て内在的なる諸問題を取扱ふことにする。

(一)ノ(A)移住的發展。加奈陀・濠洲・亞細亞・南洋及び南北兩阿弗利加の一部の如く、氣候・風土その他自然的事情が母國民の居住に適する諸地方には移住的發展現象が見らるゝ、¹⁾而て此地方に在つては自然的事情の制約を受けて發展現象上に特殊性を現はすのが常である。即その地方の移住者は大部分農業に従事する。けれどもそのことは他の業に従事する者の存在を否定することを意味せない。蓋し昔時の『コロニア』に在つては前號に説述したが如く邊疆守備兼農業經營を目的としたが故に移住者の職業も自ら限定されたが、今日に於ては諸種の社會的事情の複雑性は移住者の職業の種類を古代のそれよりも増加せしめて居るからである。右は移住者の職業の種類に就ての問題であるが、此外に尙ほ移住的發展に伴ふ諸種の問題がある。第一に問題となるのは移住期間が長期たること、若くは永住すること(移住者が再び母國に歸る意思なきこと)を絶対的必要條件となすかといふことこれである。移住を以て不可缺の條件となす者には屢々此の問題が肯定せらる。例ばエジャートン教授の如きもその一人であらう。²⁾併しながら移住が長期間たらざるべからずといふことに就て考ふるも、期間の長短を依つて區別する時間的標準は如何、又母國に歸る意思の有無は何時・如何なる所に於て決定せられたる意思なりやといふ畢竟時間的・場所的標準が明かでない。従つて絶対的條件となすことには賛し得ざるも唯移住者の大部分が農業に従事する關係上定住することが大體の傾向たることは否み得ない。第二に問題となるは移住者は自由移住者たることを必要とするかこれである。マルクスは『資本論』第二十五章に於て『近世植民説』を

1) Köbner, Einführung in die Kolonialpolitik. S. 17.

2) Egerton, A Short History of British Colonial Policy. p. 8.

述ぶるに當り、『こゝでは眞の植民地、即自由移住者によつて開拓せらるゝ處女地が問題である……』といつて居る。これは固より彼がその範圍内で問題を取扱はんとしたわけであつて、自由的移住に限ることを意味したのではない。けれ共學者による強制的移住を以て植民に非ずとするものがあるので果して然るかを知りたい。若し右の論にして正當なりとせば夫のケブナーが詳細に述べて居る英吉利往時の濠洲に於ける、又舊露西亞の西比利亞及び樺太に於ける、佛蘭西のギアナ・ニューカレドニアに於けるが如き、ある種の特徴を附帶せる住民に對して強制的に移住せしめた所謂犯罪植民 (Strafkolonie) は假令彼等が移住先に於て農業を營むとするも植民に非ず、従つてその地方は植民地に非ずといふことになる。既に移住なる實質的發展を問題の主點となす以上は必ずしも自由的移住者に限る必要はない。第三に問題となるは移住的發展は團體たることを必要とするかといふことである。家族を引率して移住することを必要とせず論者は概ね此の種の説をなすのであるが、私は常に必ずしも團體的たることを必要とせなと思ふ。或は團體説を採るものは、個人的移住は團體的移住程、植民地の社會・經濟・政治上に影響を及ぼすことがない。影響を及ぼしてこそ始めて植民の觀念が明確になるものであるといふかも知れない。けれ共影響を及ぼすか否かは植民の本質ではない。又假令百歩を譲つて影響を重要視するとしても、影響を及ぼすもの常に必ずしも團體たるものに非ずといふことを考ふれば、直に此の説の不完全性が暴露せらる。第四に移住者の多少は問題たるか、私は夫のルーキスが移住者の多少に依つて、國外の領地を植民地 (Colony) と屬領 (Dependency) とに區別することには賛成出来ない。

- 3) K. Marx, Das Kapital, I Band, S. 729, 1909.; K. Marx, Capital, Vol. I, P. 838, 1915. (尙の梗概に就ては河上博士, マルクス資本論略解, 第一卷第三分冊, pp. 199-205 参照)
- 4) Köbner, a. a. O. S. 22-24.; ベーレンド稿, 殖民制度論 3 枚目; 山本博士, 改訂植民政策研究 p. 87.

蓋し移住者の多少とは如何なる量的標準を基礎として決定するかといふ根本問題に解答がないのみならず、假令これを決定し得たとするも、斯る數量的相對觀念が植民地の本質に有意義なりと考へないからである。第五に問題となるのは移住者の移住先は遠隔の地方たることを必要とするかといふことこれである。此の説をなすものは地理的意味に於て言ふものが多い。⁶⁾ けれ共何處に中心を求めて遠近を斷言し得るや、又假令一中心を定むるとするも遠近は如何なる距離的標準を以て測定するや、尙又測定標準が定まるとするも地理的意義に於ける遠隔なる地方が交通的に近き地方とすればその場合何れを標準とするや等の問題に對する確定的解答なく、且又假令ありとするもそのことは植民及び植民地の本質上の問題に非るが故に吾人は此の説に賛成し得ない。最後に問題となるのは移住先の文化程度は常に劣等なりやといふことこれである。スノーはその著に於て『植民地は社會上及び經濟上有力なる國家と關係を有するも、文化の程度に於て劣り……』⁷⁾と述べ、又我國山内教授が、植民觀念原素の一として、明かに『移住人民の文明は其土着民の文明より優等なること』を擧げ『殖民は比較的文明ならざる國への人種の移動を意味するものにして、劣等國民が文明國に移動するが如きは之を適當に殖民なりと云ふを得ず』⁸⁾といつて居るが如きは即これである。スノーが本國に對する政治的從屬關係を問題とせざること、及び山内教授が人種と國民との關係を明かにせざるが上に、吾人の移民の觀念を植民の觀念中に包含せしめて居ることに對しては斷然賛成し兼ねることは別問題とするも、少くとも移住先の文化程度は植民及び植民地の本質的問題とせざることが妥當であると思ふ。蓋し先づ以て異なる系統に屬する文化

- 5) Lewis. An Essay on the Government of Dependencies. p. 171.
 6) James Mill, 説の如し。(Zimmermann, Kolonialpolitik. S. 1.) ; J. B. Say, 説の如し。(増井幸雄譯, セー經濟學 p. 496)
 7) Snow, The Administration of Dependencies. p. 94.
 8) 山内教授, 殖民論 p. 36.

程度に對する優劣決定標準が存せないのでみならず、經濟學の創設者であり且又植民研究の父たるアダム・スミスも指摘せるが如く、『希臘最古の二哲學者、テレーヌ及びピタゴラス學派が古代希臘に樹立せられずして、一つは亞細亞の植民地に、他は伊太利の植民地に樹てられた』⁹⁾が如き、又希臘植民地に於て本國のそれよりも進歩せる學藝・詩歌・修辭學等の發展があつた史實に徴するも、又今日加奈陀の如き政治・經濟・社會の各方面に進歩せる植民地あることに照しても、文化程度、殊に劣等なりとなすことを植民及び植民地の觀念原素として考ふることは失當の甚だしきものたるが故である。以上によつて大體移住的發展のある場合及びそれに關聯せる諸問題を紹介批評した。轉じて放資的發展を顧ることとする。

(一) (B) 放資的發展。印度並に阿弗利加熱帶地方、中央亞米利加特に西印度及び南亞米利加・南洋の一部等に於けるが如く、母國民が移住し繁殖するに適せざる地方には放資的發展現象が見らる。即母國民は彼等の資本力・經營力を提供し土着民又はそれ等の地方の勞働に堪へ得べき勞働者を使用して、本國に生産し得ざる特殊の貨物——謂ふ所の植民地貨物 (Kolonialwaren) の生産に従事する。畢竟熱帶に於ける太陽の特殊なる生産力の利用 (Utilization of the peculiar generative energy of the tropical sun) の爲の發展現象である。¹⁰⁾ 放資的發展それ自體に伴ふ問題即例へば放資期間・額・抵當・回收方法の如何は本質上の問題ではない。又斯る發展を見る地方が政治上民主的なりや專制的なりや、又居住に適するが如く自然的條件を變動し得るや否や等の如き諸問題は何等放資的發展なる命題に影響を與へざるものである。要は放資現象の存在を以て足る。

9) Adam Smith, The Wealth of Nations. (E. Cannan's ed.) Vol. II. p. 68.

10) Köbner, a. a. O. S. 17. ; Solf. W. H. Colonial Policy. p. 16.

(一) (C) 商業的發展。上述の移住的發展及び放資的發展は共に植民地の土地的財寶を取得することを發展の目的となすことに於て共通點がある。然るに此處に述べんとする商業的發展は右とは趣を異にして、植民地背後の外國生産物と本國の生産物とを一植民地を通じて交易媒介し、又他國との通商貿易を仲介せんとする發展であつて、中間商業若くは商業仲介的發展である。¹¹⁾ 例は香港・新嘉坡の如き地方に於ける各植民國民の發展現象がこれである。これも亦交易さるべき貨物の種類・交易方法その他範圍・期間等は敢て問ふ所ではない。要は斯る現象の存在を以て足れりとする次第である。

(一) (D) 軍事的發展。これは近世の植民現象中往々にして見られた所で、それが海軍根據地たるは、陸軍根據地たるは、貯炭所・海底電線の仲繼地たるは何等問 所なく、軍事的發展たれば足れりとするのである。¹²⁾ 然らば一部の論者にして、『拉典語のコロニア(中略)以來、(植民地は)常に母國民の移住と經濟的利用の意味を含んで居ると解釋するを穩當と信ず』といふ前提の下に、此種發展を否定し、『英國のジブラルタルや威海衛の如きは、軍隊又は官吏以外の英人の居住するもの極めて少く、且つ經濟上何等これを利用して居らないのであるから、事實は之を植民地と稱せざるを至當と信ずる』¹³⁾ と言つて居るものがあるが、斯の如き論は先づ以てその前提から誤つて居る。夫のジブラルタルの如きは英本國に於てすら明かに植民地とせられて居るにも拘らず、何を苦しんでこれを除外したか。若し夫れ近世の植民的活動に於て軍事的發展が相當の地位を占むることを鑑れば、論者の『至當』となす信念は、私にとつては寧ろ失當と考へらる。垂教を得ば

11) Köbner. a. a. O. S. 20-21.

12) Köbner. a. a. O. S. 21-22.

13) 松岡正男. 植民論. p. 12.

幸甚である。

斷る迄もなく以上の各發展は隨伴的發展たらざることを必要とする。例は軍事的發展の爲に移住するが如きはその適例であつて、この場合は一つの發展のために他の發展が必然的に隨伴せるもので兩種發展の結合ではない。従つて斯る場合はその目的的發展を基礎として考察する必要がある。蓋しこれを移住的發展とせんか、それは前述のそれと性質を異にするものを認むること、なるべく彼此混同を生ずるの不都合に陥るからである。然るに他の一例として、例はケブナーも指摘せるが如く商業的發展と軍事的發展とがなされる、場合は明かに結合的發展であるが、此場合は發展現象上特殊性を認め得ざるが故に餘儀なく混合的發展として取扱ふ。されど右の如き場合は植民現象上餘り多く見るを得ざる所である。

以上に依つて私は各種發展に就ての内在的諸問題を取扱つたのであるが、上述四種發展中の一發展が存在せば、それを以て實質的觀念を構成するものと見做すことが出来る。けれ共それに就て尙注意を要することがある。私が第二第三の命題を引續いて説明する必要も此處に存するのである。

(二) 特定國民の一部によつてなされる、發展たることなるが、此命題は國民の全部的發展たらざることの意味す。國民の全部が上述の各發展を示すことは殆ど存せずと云ふも大過なからう。然るにケブナーは植民を定義して曰く、「一、國民又はその一部分が本來的國土外へ移住し、移住地本國間に政治上並に法律上の關係の成立せる場合及びその期間」¹⁴⁾として居るが、これは明かに彼

14) Köbner, a. a. O. S. 22.

15) Köbner, a. a. O. S. 6.

の不注意である。一國民の全部が他地方に移住せば前號に於て述べた形式的觀念はこれを持続するに由なくなる。従つて他地方と本國との間には動的時間觀念を別とすれば政治的從屬關係はなくなる。本來的國土は當然その本質を失つて仕舞ふ。されば斯くの如き説は甚だ失當である。若し夫れ彼が政治上並に法律上の關係の成立せる場合及び期間』を擧ぐるに至つては撞着も亦甚だしいと評せざるを得ない。固より昔時に於てはアングロサクソン及びロンバート人が擧げて他地方に移住した所謂民族移動(Migration)なる現象は見られたであらう。又最近には英吉利全國民の加奈陀への移轉論の主張もなされて居る。けれ共これ等は共に植民を以て律することが出来ないのであつてその理由は今指摘した所である。右の點に關して矢内原教授が、『本國との政治的・法律的關係の存在を以て植民の本質的要件と解しないが故に、その(ケブナーの)欠缺を以て社會群者の全部的移住は植民に非ずとするの論據となすことは出来ない。』『かくて私(矢内原教授)は諸學者の通説には反對である。』といつて居るが(ケブナーは明かに本國との政治的・法律的關係の存在を植民の本質的要件と解して居る。然るに矢内原教授は該關係の存在を植民の本質的要件と解して居らない。斯くの如く正反對の立場にありながら矢内原教授は自説を強むるためにケブナーの説の一部を引用して居るが、これのみの範圍では迷惑を蒙る者は恐らくケブナーであらう。けれども姑く矢内原教授の説に従つて行かう。)本國との政治的・法律的關係の存在なる形式的觀念を捨つることの非なる理由は私が既に前號に於て指摘した所である。従つて一般學者がケブナーの説の缺點として指摘せるものを矢内原教授のみが獨り敢然としてケブナーの説に對する一般學者の

見解に従はざることが如何に非であるといふことも解し得らるゝであらう。更に又そのことは、同教授が『諸學者の通説には反對である』といふことの論理的根據が如何に薄弱であるかも知り得るであらう。

(三) 現實的發展たることなるが、此の命題は上述の如き各種發展が現實的存在たることを要求するものである。されば動的時間觀念によつて各種の發展が存在し得べき將來のことを包容せないのであつて、これは恰も形式的觀念が現實性を帯びて可能の問題を包容せざると同様である。蓋し此の命題を否定せば放資的發展も移住的發展となり、昨日の放資植民地も今日の移住植民地と變じ、植民地の特色を轉變極まりなくせしめ、政策價値を失はしむるからである。固より斯くの如き急變は事實上殆ど存せざるも概念構成上は特に留意する必要がある。斯る意味からして私はケラーが『植民地とは母國民が現に定住し、若くは將來定住し得べき政治的の從屬地を謂ふ』¹⁷⁾と定義して居ることに賛成することが出来ない。蓋し彼の説にして眞ならば、南北兩極に政治的從屬關係を締結したと假定すれば、實質的發展なしとするも、これを植民地と呼ばなければなるまい。斯くの如きは主權の延長を以て植民地を定義せんとする説と同様であつて、その説の非なることは吾人が既に前號に於て指摘せる所であり、且又南北兩極を指して植民地と呼び得ず又呼ばざるは『常識から論じても明瞭である』¹⁸⁾。

17) 矢内原教授、植民及び植民政策、p. 5. (引用文中の*ある所は私が附した)

18) Keller, Colonization, 1908. p. 2.

19) 松岡, ibid. p. 12 より借用。

四 植民及び植民地の意義とそれに

關聯せる若干問題

我國の植民及び植民地に該當する歐洲語の『コロニー』が、その語源を拉典語の『コロニア』¹⁾に有し、而して『コロニア』及び『コロニー』が共に土地と人との双方的對象を指示するに用ゐられて居る旨は吾人の既に究めた所であり、又植民及び植民地の基礎觀念としては、形式・實質兩觀念の存在が絶對的必要なること、換言せばその一方的觀念に缺如せる時は基礎觀念は成立せざるものなることをも攷究した所である。されば適當に植民及び植民地の意義を斷定せんとせば如上の研究を基礎となす必要がある。此處に於てか私は人に對して『コロニー』を用ひること、換言すれば植民を定義する場合は、『植民とは特定本國民の一部が、その本土と政治的從屬關係を有せる新獲得に向つて、現實に移住的・放資的・商業的若くは軍事的發展をなすことを謂ふ。』と、又土地に對して『コロニー』を用ふること、換言せば植民地の定義としては、『植民地とは斯る發展の行はれ居る地方を謂ふ。』と、これ即學問的定義である。而して斯る地方は通例本土とは統治様式を異にするも、そのことは必ずしも絶對的・普遍的條件であるとは思はれない。蓋し西班牙憲法第八十九條には『植民地は特別法に依りて之を統治す』と規定し、又自耳義憲法にも『將來獲得することあるべき植民地海外屬領又は保護地は特別法に依りて之を統治す』との如く規定せられ居るも他方佛蘭

1) Reinsch, Colonial Government. p. 16.

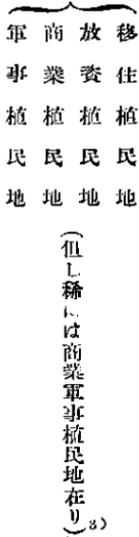
西の元老院組織に關する憲法に於て佛蘭西一植民地アルゼリヤからも佛本國の諸縣と同様に元老院議員を選出する旨を規定し、又葡萄牙もその憲法に於て植民地より代議院議員の舉出を規定して居る。されば特別法域たるか否かは普遍的條件でない。次に又何處より何が故に獲得せられしかどの如き、方法的・場所的・原因的の諸問題並にその地方の歴史的・地理的に證明せられたる經濟・社會・政治的價值如何等は一切之を問はず、尙又本國が斯る地方の獲得・領有上の利害問題は植民地の本質上何等關係はない。假令それが政策的立場に關係するとも本質上の問題とは趣を異にする。要は唯、一定の形式的條件を具備せる地方に、現實に國民の一部者によつて如上の意味の發展がなされ居るか、若くは實質的觀念成立と共に形式的觀念が成立せば足れりとするのである。即兩觀念の併行存在を以て足る。斯る意味よりすれば後に説明する印度(英領)加奈陀・濠洲・南阿の如き英吉利の諸地方、獨逸の大戦前に於ける保護地(Schutzgebiete)並に佛蘭西のアルゼリヤ等を始めとし、苟くも此の定義に合致するものは皆植民地である。而して又それに準ずるものとして、私は前號に於て形式的方面から植民的保護地・委任統治地(A式は之を除く)、租借地及び特許統治地を擧げたのである。學者によれば植民地を廣狹二義に解し、吾人の所謂植民地を狹義の植民地となし、それに特許統治地を除く三者(既に述べたるが如く特許統治地は従前その地位未だ決定せられざりしを以て論者が此種地方を除ける三者に限りしことは當然なり)をも附加せしめて廣義の植民地となすものあり。然れ共吾人は從來の攷究に従つて、論者と共に植民地を以て狹義の植民地と解し、又前記三者の上に特許統治地をも加へ都合五者を總括的に指示する爲、

廣義の植民地と言はんと欲す。されば形式的には次表の如く示し得らるべし。



以上の外に學者が多く問題とする所謂勢力範圍若くは利益範圍なるものがあるが、これは廣義の植民地に包含せしめず、その本來的稱呼を以て右表の附屬的研究對象となすが適當である。蓋し此種のもは狭義の植民地としての性質に缺くるは勿論、準植民地としての性質にも缺けて居るのであるが、歴史的判定によれば、斯る地方は往々植民地又は準植民地となる可能性が大なるが故に、之を植民研究の對象中に置くことは強ち大なる過誤なきのみならず、却て斯くする方が比較研究上便なりと考ふるが故である。

次に又實質的に觀れば植民的活動上に於ける諸種の發展は殆ど全部植民地の自然的事情の制約を受け發展現象上特殊性を表現するを以て大略次の如く表示し得る。



然るに學者中には移住放資兩植民地に限るものあり・ランチ並に⁴⁾チンマーマンの引用する所に

3) Köbner, a. a. O. S. 22.

4) Reinsch, Colonial Government, p. 17

よればジェームス・ミルの如きが之なり。然れ共吾人は既に攷究せる理由により、商業・軍事兩植民地を附加するを以て妥當と信す。又植民地が獨立の經濟的地域を構成するや否やによつて、(A) 原始生産植民地 (Gebiete der Urproduktion) と (B) 根據植民地 (Kolonialen Stützpunkte) とに分ち、前者を更に (a) 移住植民地 (Siedlungskolonien) と放資植民地 (Pflanzungskolonien) とに、後者を (a) 商業中繼植民地 (Handelsvermittlungskolonien) と (b) 政治的・軍事的根據地 (Politisch-militärische Stützpunkte) とに分類するものがある。けれ共商業中繼植民地は、移住・放資兩植民地と同様に獨立の經濟的地域を構成し得るものと考ふるが上に、軍事根據地も實質は軍事植民地であるが故にそれ等の關係から原始生産植民地と根據植民地の名稱を放棄して分類する方が適當であると思ふ。その他諸種の分類方法はあらうが、他日の攷究に委ねる。

そはとも角、植民及び植民地の意義に上述するが如きものである。然るに私は此の際二個の事項に論及したい。その一は往々にして唱へらるゝ所謂國內植民又は内地植民 (Innere Kolonisation) といふ語、及びその語の相對語たる國外植民 (Äussere Kolonisation) なる二つの語に就ての若干の説明であり、その二は、學問的意義に於ける植民地と、法制・事實的稱呼及び取扱ひとの間に存する問題、並に統治制度上に伴ふ問題とに就ての若干の説明である。

さて第一の問題に就ては先づその字句の解釋から始むるを以て便利とする。國內植民又は内地植民といふは、吾人の所謂本來的國土若くは本土の一部であつて、何等かの事情に依り人口稀薄なる當該地方に、本土の他の部分より轉住するものあるか、又はその地に既に居住する住民を漸

5) Zimmermann, Kolonialpolitik, S. 3. 1905.

6) Köbner, a. a. O. S. 22.

次歴迫して、その地方に本國民の一部が轉住する場合を謂ふのであつて、その行動が恰も吾人の謂ふ植民の實質的觀念内容たる發展殊に移住的發展と類似せるが故に、その點から斯る稱呼が與へられたのであらう。又國外植民といふは、吾人の従前述べ來つた植民を指すのであつて、特に前者の相對語として用ひられた語である。然る處前者は植民なる語の適當なる用法に非ずと思惟するのであつて、その理由は吾人の謂ふ植民なる現象が存在せざりし場合を考ふれば直に説明がつくのである。即學問的意味に於ける植民なる現象が本來的國土外に存せなければ、何等區別するに理由ある對象なしには内地植民なる語が用ひられなかつたであらう。而て植民なる語が、今昔を問はず前に説明せるが如き性質を有する限りは、本土内の移住現象を指して、假令『内地』若くは『國內』なる限定的意味ありとするも、植民なる名辭をそれに附加せしむることは概念的妥當性に缺けるが故である。依つて吾人は斯る稱呼と内容との一致せざる語を用ふるよりは、寧ろ本土内の移住若くは本土内の轉住なる語を使用する方が、概念的にも一層良い様に思はれる。(註二)斯くいへば論者は或は言ふかも知れない。即その地方には一時的に特別法が行はるゝのが常であつて、それは恰も植民地の統治様式が本土のそれと異ると同様である。けれども特別法域となるか否かは植民の本質的要件でないことは、私の既に指摘した所である。従て斯る本質的ならざる共通的の一事由ありとするも、それを以て植民の基礎觀念を破つてまで内地植民なる語を用ふることは論理上失當である。次に國外植民なる語であるが、これは最初單に植民と稱せらるべきものが、それと類似性を有せる本土内の轉住に對して、一部論者の所謂國內植民なる稱呼が與へら

れた關係上、それと區別するが爲に特に「國外」なる名稱が冠せられたるわけであるから、その本質は即植民である。而て國內植民なる語の用法が既に失當である限りは、それと區別するために用ひられた國外植民なる語の失當であることは敢て論議するの餘地はなからう。即植民なる名稱を以て足れりとするのである。然らば本土内の轉住と、植民との本質的差異は、社會的・歴史的・地理區域を標準とすることになる。此の意味からすれば「植民の主體をば國民に限定せざる結果（中略）所謂内地植民と國外植民との間に本質的差異なきを知る」と斷言し、それを論理的根據の一として故意に植民の形式的觀念を捨てて恬然たる一學者の説には露ほどの贅意をも表し兼ねる次第である。

轉じて第二の問題に移ることとするが、これには、(一)吾人の植民地に就ての定義と、法制的事實的稱呼及び取扱との間に存する問題と、(二)統治制度上に伴ふ問題との二つが包含せらるゝ。而て前者に屬する例としては、英吉利の印度及び加奈陀・濠洲・南阿等の如き諸植民地、並に大戰前に於ける獨逸の諸植民地を擧げることが出來、又後者の例としては、佛蘭西の一植民地たるアルゼリヤを擧ぐるを得る。前にも指摘したが如く、それ等は皆總て學問上明かに植民地たるにも拘らず、法制的・事實的に植民地と呼ばざるか、又は統治制度上より本土の一部と見做さるゝものである。即印度に就て見れば一八八九年に發布せられたる解釋條例(Interpretation Act)第十八條第三項には「植民地とは英領諸島(British Islands)及び英領印度(British India)を除きたる陛下の領土を指稱す」とあり、同條第一項には「英領諸島とは合衆王國(United Kingdom)海峽諸島(The

8) 矢内原教授の論中、植民地政策 pp. 4-5. 植民地論中に於ては、植民地論の論議を立證した。尙大内教授が形式觀念を捨てた理由の主
9) 前後二ヶ月に及ぶその運動、民族移動、内地植民は別にすれば、國家的ならざる植民
るも例ば別に居るが別にするとは何の意味か？ (大内教授 經濟學論集第五卷第二號 pp. 249-250)

Channel Islands) 及びマン島 (Isle of Man) を意味す』と規定して、一面に於ては英領諸島の意味を明かにすると同時に、他面に於ては印度を以て植民地と稱せざることを法制上明かに示して居る。そして又印度に對しては之を印度帝國 (Indian Empire) と呼び、英吉利の皇帝は印度皇帝の稱號を有し(註三)、且又他の諸植民地が、植民大臣 (Secretary of State for the Colonies) の管轄下に屬するにも拘らず、印度に關する事務特立機關たる印度事務大臣 (Secretary of State for India) にそれを統轄せしめて居る。又夫の加奈陀・濠洲・南阿の如きも、各々 Dominion of Canada, Commonwealth of Australia, Union of South Africa 等の如き公的又は公的ならざる稱呼を有して居る。以上は英吉利の植民地に見らるゝ一二の例であるが、獨逸に於ても大戰前植民地なる名稱を用ひずして、保護地 (Schutzgebiete) なる語を用ひて居る。又最後に佛蘭西のアルゼリヤであるが、佛蘭西は同地方を以て他の諸植民地と同様に植民大臣の管轄下に置かず、内務大臣の管轄下に置いて居るのである。

さて然らばそれ等の諸地方が學問上植民地とするに何等の支障も發見し得ざるにも拘らず、何が故に斯様に呼ばれ、又は取扱はるゝかといふことに就ては若干の説明を必要とせらる。先づ印度であるが、これに就てはランチ博士の説の概要を基礎として吾人の説明としたい。世間周知の如く印度はその地域廣大なると、人口多大なると、古代文明の發祥地たるの地理的・社會的・歴史的事實あると共に、政治上の實權は英吉利人が之を掌握するも、商業・工業の如き經濟上及び諸種の社會上の勢力に至つては印度人の手中にあり、而も今尙全然英吉利に歸依服従せざるを以

10) 江木裂, 殖民論叢, pp. 1-8.

11) 同, pp. 1-8.

て、斯る地方を統治するに就ては、これを他の植民地と同一方針に出づるはその策の得たるものでないが故に、之を植民地と呼ばず特に印度帝國と稱し特設機關を以て統轄せしむるのである。¹²⁾即印度は學問上は植民地であるに拘らず、統治政策的見地から斯る稱呼と取扱ひ方をなして居るのである。我國に於ても往々朝鮮は植民地に非ずといふ論者あるが如しと雖、そは統治政策的見地から斯く言ひ得るのみで、學問的には依然植民地である。次に加奈陀であるが、加奈陀は夫の英帝國の植民地會議 (Colonial Conference) を帝國會議 (Imperial Conference) と改稱せしめし位、植民地なる名辭を排斥したのである。そこで統治政策上から特に Dominion of Canada と公稱して居るのであらう。その他濠洲南阿等も同様の理由からである。各名稱が異なるは、各植民地の政治的狀態が異なるからではあらうが、それは決して植民地の意義に對して本質的のことではない。要は統治政策上から植民地を植民地といはざるまでである。

次に獨逸の大戦前に於ける所謂保護地 (Schutzgebiete) を顧るに、私はこれに就てはケブナー博士の所説の一部分を摘出したい。抑も獨逸が植民地的帝國の基礎を据ゑ始めたのは、極めて近時のことであつて、それ以前に於ては植民的思想は抱懐せるもの、一八七四年ザンジバルの保護地を提供せられたるを拒絶せしこともありし程で、植民的發展に就ては左程の注意を拂はなかつたのである。然るに一八八〇年代に於ては、植民的思想は各方面に普及し、植民運動に必要な原素も備はり、それ等は依つて以て植民運動の成立を見るに至らしめ、現に一八八一年には二十二萬の海外移住者を算したのである。併しながら、それがために蒙る獨逸の損害も決して僅少な

12) Reinsch, *ibid.* pp. 21-22.

らざりしが故に、その後ビスマルクの建議により、積極的植民國の班に入らんとする際に於ても、當時獨逸に見たりし悲觀的消極的思想は、容易に國家的植民の活動をなさしめず、漸く經濟社會の指導者を保護する意味に於て、彼等が會長と締結した保護條約を帝國の名に於て批准するに過ぎなかつたのである。従つて當時に於ける獨逸帝國と植民地との關係は極めて漠然たるもので、即一種の保護關係を生せしめた程度である。これ獨逸が保護地なる語を用ふるに至つた所以である。併しながら、その後獨逸が列強と同様に國家的に活動するに及んでも、尙依然保護地なる語を用ひたのである。従つて後日のそれは、昔日のそれとは同語ではあるもの、意味の擴張があることは固よりである。ケブナー博士は此點に就て、今日に於ては保護地は決して單純なる國際法上のみの關係ではなく、全く植民地に外ならない旨を述べて居る¹³⁾。然らば即獨逸が保護地といふは、歴史的慣用的の稱呼で、その本質は植民地である。

最後には佛蘭西のアルゼリヤであるが、チース及びランチ等も述べて居る通り、一つには佛蘭西が植民地統治上同化主義を採用し、植民地を以て本國の延長(*un prolongement de la métropole*)として居るので、他には地理的・交通的に佛蘭西本國と接近して居る關係上、同地方を以て本土の一部と見做し、内務大臣の管轄下に置き、本土と同様に統治するを以て便利とすること、換言せば統治制度上から、植民地を内地として取扱つて居るのである。さればそのことあるがために、植民地たるの本質を失つたものと解することは出来ない¹⁴⁾。若し夫れ植民地と本土とは統治樣式を異にするのが通例ではあるが、それは絶對的・普遍的條件に非ることは既に私の指摘した所

13) Köbner, Einführung in die Kolonialpolitik p p. 13-54. und. pp. 84-85.
Reinsch, ibid. p. 23.

14) Reinsch, ibid. pp. 22-23.; チース博士、近世各國植民地統治制度 p. 6.

である。

以上によつて私は植民及び植民地の意義を大體述べたつもりである。今本論を終るに位み我國の植民地に就て一言する。我國に於ては、法律上は朝鮮、臺灣、樺太との如き地名を以て呼ばるのであるが、それ等の諸地方が、學術上植民地たることは何等疑ふの餘地がない。蓋し前述の定義に合致するの故を以てある。尙又マリヤナ、カロリン、マーシャル諸島等は委任統治地(C式)であり、そして關東洲は租借地である。而て委任統治地及び租借地は吾人の謂ふ準植民地であり、植民地(狹義)と準植民地とが合して、日本の植民地(廣義)を形成し、總面積一萬九千三百六十六方里、人口概數二千二百萬人を算し、東洋唯一の植民國たるの地位を占めて居る。擱筆するに當り本誌前號を参照せられんことを望む次第である。(完)

(註一) 私は『本土内轉住』若くは『本土内移住』なる語を用ひた。而してこれと同様の現象——同類型現象が、少くとも植民政策上存在し得る。植民地土着民が、同一植民地内の一地方へ轉住する場合、準植民地土着民が同一準植民地内の一他方へ轉住する場合これにして、前者は『植民地内轉住』、『後者は準植民地内轉住』とも呼び得るであらう。

(註二) 最近の新聞紙の報導に依れば、今度の英帝國會議の結果、その決議文中に於て、英國皇帝の稱號變更なる記事が見えて居る。即アイルランドが自治領となれるに鑑み、英皇帝の稱號を『大ブリテン・アイルランド及び大ブリテン海外領土皇帝、國教擁護者、インド皇帝、ジョージ五世陛下』の如く變更するといふのである。^{*}

15) 列國國勢要覽 大, 14.

* 大阪朝日, 大, 10, 11, 22.